

# 公益社団法人全国市有物件災害共済会公益通報者の保護に関する規程

平成24年6月18日制定

平成26年5月16日一部改正

平成30年5月21日一部改正

## (目的)

第1条 公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）は、法令違反又は不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスク管理並びに社会的信用の確保のため、公益通報窓口を設けるとともに、この運営等の方法を明らかにするため、この規程を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 この規程は、本会の役員、職員等（公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条（ただし書に掲げるものを含む。）及び公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条に掲げる職員並びに派遣従業員をいう。）に対して適用する。

## (役員による報告)

第3条 本会の役員は次条に規定する不正行為を発見したときは、代表理事を通じて監事に報告するものとする。

## (通報等)

第4条 本会の役員、職員等の不正行為として別表に掲げる事項（以下「通報対象事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがあり、これについて役員又は職員等が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能又は困難である場合、職員等はこの規程の定めるところにより、通報又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 前項の通報等をした者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した職員等及びその通報等に基づく調査に関与した職員等（以下「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 職員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

## (通報等の方法)

第5条 この規程に基づいて通報等をする場合、職員等は、次の公益通報窓口（以下「窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各窓口の電話、電子メールのアドレス等は、別途職員等に通知するものとする。

### (1) 職員等の不正行為に関する通報等

コンプライアンス委員会事務局（総務部）

(2) 理事の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する  
通報等

理事長が定める法律事務所

(通報等の窓口での対応)

第6条 窓口は、通報対象事項のうち、業務上の法令違反や社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷などの不正の目的による通報等は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、特段の事情がある場合、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 本会の他の規程による守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第7条 通報等を受けた窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由により調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、被通報者は、公正な聴聞の機会と通報対象事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第8条 通報等を受けた窓口は、通報等の対象となった通報対象事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果を委員会に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、窓口において調査することを原則とするが、必要に応じて委員会又は法律事務所（以下「委員会等」という。）に調査を依頼することができる。

3 窓口又は委員会等における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前3項の調査において通報者の氏名を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第9条 前条第2項の規定により調査を実施した委員会等は、通報等を受け付けた窓口、

調査結果を速やかに通知するものとする。ただし、通報者等及び被通報者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

- 2 前項に基づき、調査結果について通知を受けた窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合は、この限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第10条 前条の調査結果が重大（懲戒処分に相当する結果、又は刑事告発をとる必要がある結果に相当するものをいう。）な場合には、委員会は、速やかに対応を行うものとし、必要に応じ、直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

- 2 前項に基づく措置を行った場合には、速やかに理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置等をとるものとする。
- 3 通報等をした職員等が当該調査対象である通報対象事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、当該懲戒処分その他不利益な取扱いを軽減することができる。
- 4 調査結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名は除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と保管)

第11条 通報等を受けた各窓口及び調査を行った委員会等は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を部署内において記録・保管するものとする。

- 2 通報等を受けた各窓口又は委員会等に関与する者その他通報された内容及び調査で得られた情報を知った者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の個人情報を開示してはならない。
- 3 本会の役員及び職員等は、窓口、委員会等に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 本会の役員及び職員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

- 2 本会の役員及び職員等は、通報等の行為及び通報等に協力したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を採らなければならない。

(この規程に違反した場合の懲戒等)

第13条 第6条第1項ただし書による個人に関する根拠のない誹謗中傷などの不正の目

的による通報等を行った場合、第11条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏えいした場合、同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は前条に反して通報者等に対して不利益になることをし、適切な措置をとらなかった場合には、情状によりこれらの者を、懲戒処分に処すものとする。

2 懲戒処分は、公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則、公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則及び公益社団法人全国市有物件災害共済会臨時的採用職員取扱規程に基づき行うものとする。ただし、本会の役員（報酬が支給される者に限る。）の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

（教育）

第14条 常務理事は、職員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、本規程及び内部通報制度について周知徹底を図るものとする。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

（設立の登記の日 平成24年11月1日）

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月21日から施行する。

別表（第4条関係）

通報対象事項

この規程において、不正行為として通報等を行うことができる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 本会の役員、職員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 定款その他本会が定める規程等に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
- 4 上記1から3までの行為又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏えいにより本会の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為